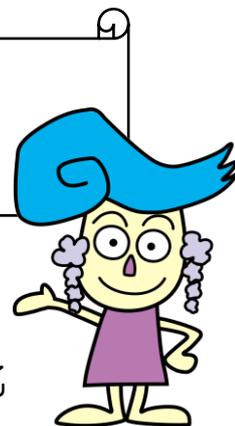


認可外保育施設通所児童の保護者向け

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります



① 保育の必要性がある3～5歳児の利用料を

月額3万7,000円まで無償化

対象：保育の必要性がある3歳から5歳児（小学校就学前）までの子ども

② 保育の必要性がある市民税非課税世帯の

0～2歳児の利用料を、月額4万2,000円まで無償化

対象：保育の必要性がある市民税非課税世帯の0歳から2歳児までの子ども

但し、幼稚園を併用して利用している方の、認可外保育施設等の利用料は、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合に限り、3～5歳児は、月額1万1,300円まで、市民税非課税世帯の0～2歳児は、月額1万6,300円まで無償化

《重要》

認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには、
保育の必要性の認定が必要です。

※保育の必要性とは、保護者の仕事、妊娠、出産、入院、疾病などの理由により、保護者が子どもの保育ができず、保育を必要としていることを指します。

※保育の必要性がないなど、上記の無償化の条件に該当しない場合は、無償化の対象になりませんので、手続きは不要です。

※幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合とは、幼稚園が
Ⅰ.教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満
Ⅱ.年間開所日数が200日未満
のどちらかの条件を満たしている場合です。

※上限額の範囲内であれば、複数施設のサービス利用も可能です。

※一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業を利用する場合、
利用料を

合算して、同一の上限額の範囲内で無償化の対象となります。

※上限額を上回った分の利用料は、自己負担となります。

※市立保育所と併用して利用している方の認可外保育施設等の利用料は、
無償化の対象になりません。